



税務情報

国税庁 — 移転価格事務運営指針の改正

国税庁は6月10日、「移転価格事務運営要領」及び「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の一部を改正したことを公表しました。

OECD 移転価格ガイドラインの第8章（費用分担契約）が改訂されたこと及び同ガイドラインに第10章（金融取引に係る移転価格の側面）が追加されたことを踏まえて、以下の点を明確化する等の改正が行われています。

■ [「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表](#)（PDF 225KB）

- [指針 3-7](#) 金融取引について調査を行う場合の留意事項
- [指針 3-8](#) 金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項
- [指針 3-15](#) 費用分担契約の定義
- [指針 3-16](#) 費用分担契約の移転価格税制上の取扱い
- [指針 3-17](#) 費用分担契約に関する調査における留意事項
- [指針 3-18](#) 費用分担契約における既存の無形資産の使用がある場合の検討すべき事項
- [指針 3-19](#) 費用分担契約に係る検討を行う場合に有益な書類として作成又は提示を求める書類

■ [「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」新旧対照表](#)（PDF 372KB）

- [【事例 4】](#) 独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合
《前提条件 2：金銭の貸借取引の場合》について、[指針 3-7](#) 及び [指針 3-8](#) の内容に整合するための適用事例の内容の見直し
- [【事例 4】](#) 独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合
新たな適用事例として、《前提条件 3：債務の保証の場合》の追加
- [【事例 7】](#) 寄与度利益分割法を用いる場合
新たな適用事例として、《前提条件 4：キャッシュ・プーリング》の追加

なお、上記の改正に先立ち、3月14日から4月13日までの期間に改正案に対する意見募集が行われましたが、この意見募集に伴う改正案からの変更はありませんでした。意見募集の結果は以下のウェブサイトで公表されています。

■ [「移転価格事務運営要領」\(事務運営指針\)の一部を改正する案に対する意見募集の結果について](#)

別紙1には寄せられた意見の概要やその意見に対する国税庁の回答が示されており、改正内容に対する国税庁の考え方を確認することができます。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.